

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式8

所管府省	支出元独立行政法人 の名称	支出元独立行政法人 の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番 号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分		
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人東京オリンピッ ク競技大会組織委員会	7011105006239	スポーツ振興くじ助成金	960,000,000		令和4年5月17日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基づ き適切に助成を行っている ところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本スポーツ協会	6011005003361	スポーツ振興くじ助成金	263,152,000		令和4年5月26日、 7月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基づ き適切に助成を行っている ところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本オリンピック委員会	6011005003378	スポーツ振興くじ助成金	80,302,000		令和4年5月26日、 6月23日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基づ き適切に助成を行っている ところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本レクリエーション協会	1010005016683	スポーツ振興くじ助成金	72,739,000		令和4年5月26日、 7月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基づ き適切に助成を行っている ところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構	8011505001508	スポーツ振興くじ助成金	38,091,000		令和4年5月26日、 8月25日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基づ き適切に助成を行っている ところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構	4011005002761	スポーツ振興くじ助成金	10,908,000		令和4年5月26日、 7月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基づ き適切に助成を行っている ところである。	有

所管府省	支出元独立行政法人 の名称	支出元独立行政法人 の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番 号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分		継続支出の 有無
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本アイスホッケー連盟	6011005003527	スポーツ振興くじ助成金	115,711,000		令和4年5月26日、 6月2日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益社団法人日本カヌー連盟	9011005003037	スポーツ振興くじ助成金	15,451,000		令和4年4月26日、 6月23日		公社	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人全日本空手道連盟	3010605002528	スポーツ振興くじ助成金	12,800,000		令和4年5月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本ゴルフ協会	2010005018596	スポーツ振興くじ助成金	10,269,000		令和4年5月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本サッカー協会	8010005018665	スポーツ振興くじ助成金	125,284,000		令和4年5月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人全日本柔道連盟	3010005018471	スポーツ振興くじ助成金	68,404,000		令和4年7月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有

所管府省	支出元独立行政法人 の名称	支出元独立行政法人 の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番 号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分		継続支出の 有無
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本水泳連盟	8011005003731	スポーツ振興くじ助成金	33,485,000		令和4年5月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人全日本スキー連盟	9011005000232	スポーツ振興くじ助成金	159,735,000		令和4年5月26日、 12月22日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本スケート連盟	5011005000302	スポーツ振興くじ助成金	130,095,000		令和4年5月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本セーリング連盟	4011005003776	スポーツ振興くじ助成金	40,450,000		令和4年7月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本体操協会	7011005000309	スポーツ振興くじ助成金	228,471,000		令和4年5月26日、 7月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本卓球協会	8011005003756	スポーツ振興くじ助成金	62,795,000		令和4年5月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有

所管府省	支出元独立行政法人 の名称	支出元独立行政法人 の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番 号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分		継続支出の 有無
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益社団法人日本ダンススポーツ連盟	3010605002379	スポーツ振興くじ助成金	12,695,000		令和4年5月26日、 8月25日		公社	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益社団法人日本トライアスロン連合	6011005003774	スポーツ振興くじ助成金	204,093,000		令和4年5月26日、 6月23日		公社	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本バスケットボール協会	3011005003785	スポーツ振興くじ助成金	46,366,000		令和4年5月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本バレーボール協会	8011005003310	スポーツ振興くじ助成金	13,291,000		令和4年5月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益社団法人日本フェンシング協会	4011005000146	スポーツ振興くじ助成金	58,978,000		令和4年5月26日、 6月23日		公社	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益社団法人日本ローイング協会	2011005000148	スポーツ振興くじ助成金	33,311,000		令和4年6月2日		公社	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有

所管府省	支出元独立行政法人 の名称	支出元独立行政法人 の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番 号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分		継続支出の 有無
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本ラグビーフットボール 協会	2010405003181	スポーツ振興くじ助成金	87,697,000		令和4年7月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本陸上競技連盟	5011005003503	スポーツ振興くじ助成金	34,574,000		令和4年5月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本レスリング協会	8011005000332	スポーツ振興くじ助成金	15,739,000		令和4年5月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本野球連盟	3010005004216	スポーツ振興くじ助成金	13,511,000		令和4年5月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人ワールドマスターズゲーム ズ2021関西組織委員会	7120005017649	スポーツ振興くじ助成金	80,000,000		令和4年5月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益社団法人日本プロサッカーリーグ	8010005018599	スポーツ振興くじ助成金	828,383,000		令和4年5月26日		公社	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行ってい るところである。	有

所管府省	支出元独立行政法人 の名称	支出元独立行政法人 の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		継続支出の有無
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本ボールルームダンス連盟	6010005004205	スポーツ振興くじ助成金	13,191,000		令和4年5月26日、 令和5年3月27日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本パラスポーツ協会	7010005017932	スポーツ振興くじ助成金	51,045,000		令和4年5月26日、 6月23日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本スポーツ協会	6011005003361	スポーツ振興基金助成金	23,289,000		令和4年7月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会	5011005000120	スポーツ振興基金助成金	14,400,000		令和4年4月26日、 10月27日		公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本水泳連盟	8011005003731	スポーツ振興基金助成金	10,400,000		令和4年4月26日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本バスケットボール協会	3011005003785	スポーツ振興基金助成金	10,000,000		令和4年9月29日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

所管府省	支出元独立行政法人 の名称	支出元独立行政法人 の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番 号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分		継続支出の 有無
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本アイスホッケー連盟	6011005003527	競技強化支援事業助成金	20,000,000		令和4年5月26日、 6月2日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行っている ところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本ソフトボール協会	2011005003761	競技強化支援事業助成金	20,000,000		令和4年4月12日		公財	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行っている ところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益社団法人ジャパン・プロフェッショナ ル・バスケットボールリーグ	9010005023771	競技強化支援事業助成金	20,000,000		令和4年5月26日		公社	国認定	スポーツの振興のため、ス ポーツ団体が行う事業や優 秀なスポーツの選手、指導 者の活動等に対して必要な 支援を行うための助成であ り、法令、交付要綱等に基 づき適切に助成を行っている ところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本オリンピック委員会	6011005003378	競技力向上事業助成金	7,013,986,000		令和4年5月23日、 6月8日、12月19日		公財	国認定	国際競技力向上のため、 競技団体等におけるオリン ピック・パラリンピック競技 大会等に向けた日常的・継 続的に行う活動に対して必 要な支援を行うための助成 であり、法令、交付要綱等 に基づき適切に助成を行っ ているところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益財団法人日本パラスポーツ協会	7010005017932	競技力向上事業助成金	2,263,983,000		令和4年5月23日、 7月8日、11月11日		公財	国認定	国際競技力向上のため、 競技団体等におけるオリン ピック・パラリンピック競技 大会等に向けた日常的・継 続的に行う活動に対して必 要な支援を行うための助成 であり、法令、交付要綱等 に基づき適切に助成を行っ ているところである。	有
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益社団法人日本プロサッカーリーグ	8010005018599	スポーツ振興投票対象試合安 定開催の為の支援経費	545,000,000		令和4年5月13日、 8月31日		公社	国認定	日本プロサッカーリーグ は、スポーツ振興投票の実 施等に関する法律第20条 に基づき、「スポーツ振興 投票対象試合開催機構」に 指定されており、投票の対 象となる試合を公正かつ円 滑に行うために今後も必要 な経費である。	有

所管府省	支出元独立行政法人 の名称	支出元独立行政法人 の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番 号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分		継続支出の 有無
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	5011105002256	公益社団法人ジャパン・プロフェッショ ナル・バスケットボールリーグ	9010005023771	スポーツ振興投票対象試合安 定開催の為の支援経費	50,000,000		令和4年8月31日		公社	国認定	ジャパン・プロフェッショ ナル・バスケットボールリーグ は、スポーツ振興投票の実 施等に関する法律第23条 に基づき、「スポーツ振興 投票対象試合開催機構」に 指定されており、投票の対 象となる試合を公正かつ円 滑に行うために今後も必要 な経費である。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人」には、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

(注4)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。